

よくあるご質問とその回答

番号	質問	回答
1	継続申請の場合でも、申請書以外の提出書類は必要か。	はい、新規の方と同様の添付書類が必要です。詳しくは提出要領をご覧ください。
2	継続用の申請書が送られてきたが、紛失してしまいました。どうしたらいいか。	新潟市ホームページから、新規用の申請書をダウンロードして、必要な項目をすべて記入してください。 なお、余白に「継続」と記載してください。
3	継続用申請書に印刷されている「現在」欄の情報が、今は変わっているが、どうしたらいいか。	印刷されている情報は、令和2年11月1日現在の内容です。その後の変更もしくは変更届の出し忘れがあった場合は、「変更」欄に変更後の内容を記入してください。 また、併せて令和元・2年度名簿の内容も変更する必要がありますので、これについては変更届出書を提出してください。変更届出書はホームページに様式が掲載されています。
4	申請書を提出した後に登録情報に変更があったが、どうしたらいいか。	後日、情報を修正しますので、変更届出書を提出してください。変更届出書はホームページに様式が掲載されています。
5	登録したい業種が10個以上あるが、どうしたらいいか。	システムの都合上、業種は10個までしか登録できません。おそれいりますが、主な業種を10個まで選んで記入してください。
6	登録したい業種コードが存在しない。	どの業種分類にも当てはまらない物品、業務については、①「その他」の業種コード(物品は1504、業務委託は9999)を記入し、②「その他の詳細」欄に物品名や業務内容を記入してください。(どちらか一方ではエラーになりますのでご注意ください)
7	令和2年12月3日に取得した市税の納税証明書があるが、1月5日以降の申請でも有効か。	「申請月の1カ月前以降に証明されたもの」なので、1月申請の場合、証明日が12月1日以降であれば有効です。 (同様に、登記事項証明書、身分証明書、国税納税証明書は、「申請月の3カ月前以降に証明されたもの」なので、証明日が10月1日以降であれば有効です)
8	登記事項証明書、身分証明書、納税証明書は原本が必要か。	登記事項証明書、身分証明書、納税証明書(市税・国税)は、写しでも結構です。
9	物品に登録することで、業務委託の入札にも参加できるようになるか。	業務委託の入札に参加される場合は業務委託の入札参加資格が必要です。別途申請をお願いします。
10	物品と業務委託、両方申請したいが、添付書類は1部でもいいか。	物品と業務委託は別々の申請となるため、添付書類もそれぞれに添付してください。 なお、下記の書類以外は写しでも結構です。 【原本必須のもの】 ・使用印鑑届 ・委任状 ・暴力団等の排除に関する誓約書

11	申請は随時で受け付けているか。	随時には受け付けておらず、定期的(4月, 7月, 10月, 1月)に追加申請の受付を行っています。 申請期間は提出要領でご確認ください。
12	水道局には別途入札参加資格申請が必要か。	必要ありません。
13	令和元・2年度に新規で登録されたばかりだが、更新手続きは必要か。	現在有効な名簿の有効期間は令和3年3月31日までとなっておりますので、引き続き登録する場合は、お手数ですが更新手続きをお願い致します。
14	申請期間内に入札参加資格申請の手続きができなかった場合はどうすればいいか。	令和3年4月1日以降、定期的(4月, 7月, 10月, 1月)に申請を受け付けますので、次回以降の申請期間内にお手続きをお願いします。追加申請のスケジュールは提出要領をご確認ください。
15	業務実績調書に実績が収まりきらない場合は、自社様式を提出してもいいか。	はい、構いません。その際は、業務実績調書に「別紙のとおり」と記載して、御社の様式の実績調書と一緒にご提出ください。
16	「許認可・登録等の資格を証明するもの」とは、許可証や登録証でなければならないか。	いいえ。許可証や登録証に限らず、登録名簿や資格者一覧など、事実が確認できる資料であれば結構です。
17	申請書の記載を間違えた場合どうすればよいか。	訂正か所に二重線を引き、欄外に正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。
18	新型コロナウイルス感染症対策によりテレワークを行っているため、提出書類の全てを期限までに整えることができないが、一部について後日提出でもよいか。	新型コロナウイルス感染症対策が原因で書類の提出が遅れる場合、申請書以外の添付書類については、不足書類連絡票の点検欄に提出予定日を記入し、提出できる書類を提出期限までに提出してください。(申請書は期限内に提出してください。)